

令和6年7月24日

豊都計審諮問第130号 資料第1号

都市計画変更素案について

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第79号線

令和6年2月



東京都

都市計画変更素案のあらまし

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 79 号線(以下、補助第 79 号線といいます。)は、文京区春日一丁目から文京区千石三丁目を経由して、豊島区巣鴨四丁目に至る延長約 4,130mの道路です。

これまで東京都と特別区及び 26 市 2 町は、都市計画道路の整備を計画的、効率的に進めるため、おおむね 10 年間で優先的に整備すべき路線を定めた「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」(平成 28(2016)年 3 月)を策定し、事業の推進に努めてきました。

一方、都内の都市計画道路は、長期的視点で都市計画決定しており、鋭意その整備に取り組んでいるものの、その事業量は多く、整備に時間を要します。このため、都はこれまでも、都市計画道路の必要性の検証を行い、適宜、計画の見直しを行ってきました。

令和元年 11 月に策定した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」では、第四次事業化計画の将来都市計画道路ネットワークの検証で必要性が確認された路線のうち、優先整備路線等として選定しなかった未着手の都市計画道路を対象とし、検証を行いました。

都市計画道路(事業中または優先整備路線等を除く。)のうち、概成道路※となっている区間を対象とし、都市計画道路に求められる機能に着目し、道路構造条例等における現道幅員や道路構造条例等以外の地域の実情による評価を行いました。これらを踏まえ、概成道路の検証を実施し、「計画の変更(現道合わせ)」とする区間としました。

補助第 79 号線の補助第 95 号線付近から大塚駅付近広場第 1 号付近までの区間については、歩道部と車道部を合わせた現道の総幅員が評価幅員以上で、歩道部及び車道部のそれぞれの現道幅員が評価幅員以上であることを満たしていることから、計画の変更を行うこととし、都市計画変更素案をとりまとめました。

※概成道路(区部の場合)…計画幅員 15m 以上の場合、現況幅員が計画の 60%以上又は 18m 以上の道路
計画幅員 15m 未満の場合、現況幅員が 8 m 以上の道路

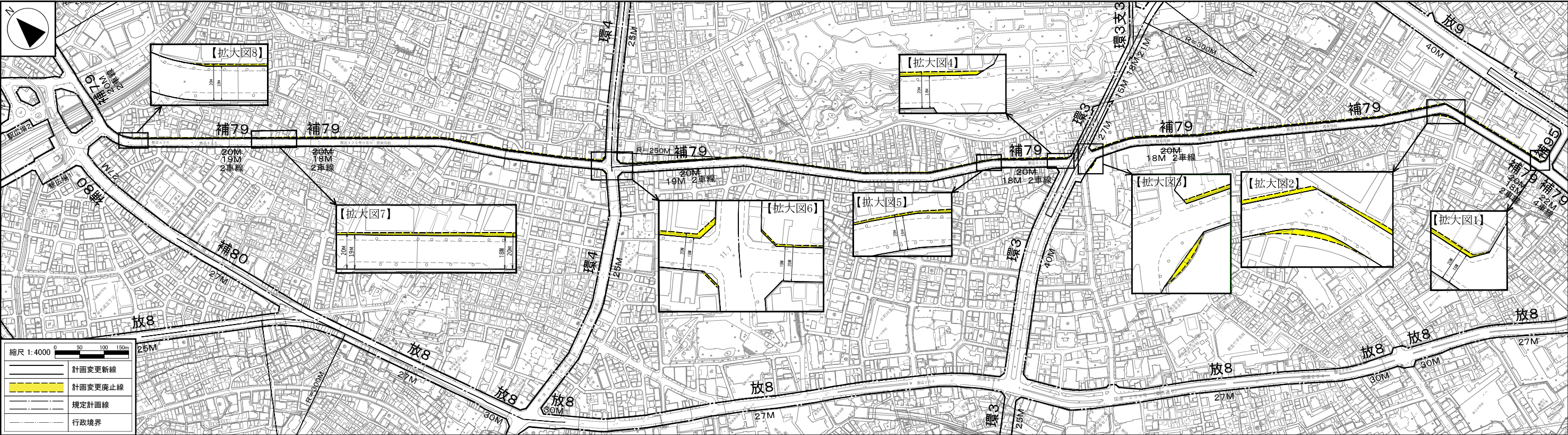
都市計画変更の概要

○東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 79 号線については、補助第 95 号線付近から大塚駅付近広場第 1 号付近までの区間の幅員や一部区域等の変更を行います。また、全線にわたり車線数を 2 車線及び 4 車線に定めます。

都市計画道路名		東京都市計画道路幹線街路補助線街路第79号線
延 長		約4,130m → 約4,280m
幅員変更区間	起点	文京区小石川一丁目
	終点	豊島区南大塚二丁目
	延長	約2,940m
	幅員	20m → 18m～19m
車線数の決定		2 車線、4 車線

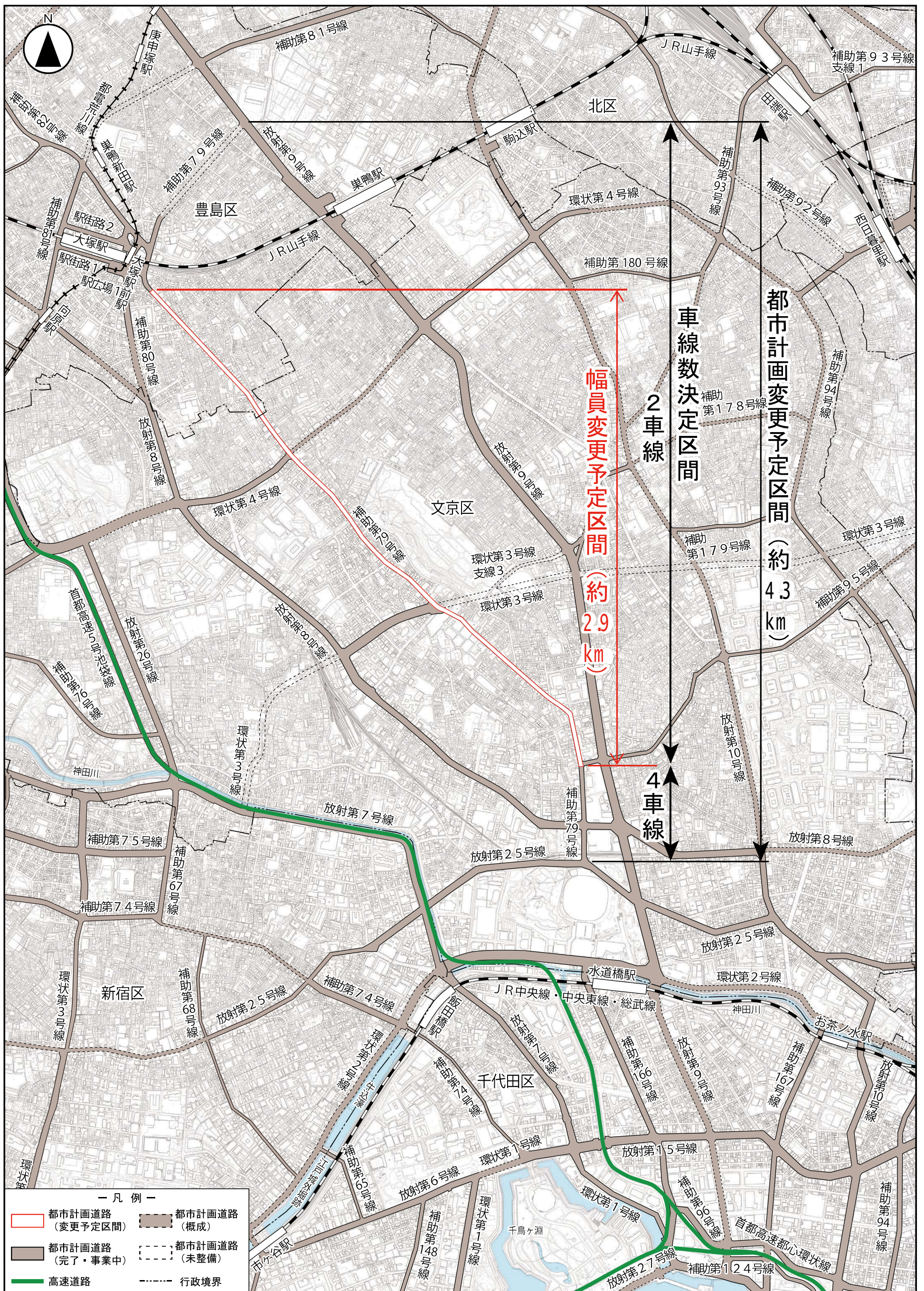


計画概要図



この地図は、国土地理院長の承認(平29国図公第444号)を得て作成した東京都地図(S-112,500)を使用(4都市基交第469号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)4 都市基交第139号、令和4年7月11日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。
拡大図部分は道路を含むたり、正確な位置関係は今後の測量による。

位置図



都市計画変更の手続の流れ

令和 6 年 2 月

都市計画変更素案の説明

都市計画変更案の作成

都市計画変更案の公告・縦覧

関係区市町村の住民
及び利害関係人の意見書

関係区市町村の意見

都市計画審議会

都市計画決定・告示

■お問合せ先

東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課 街路計画調整担当

電話：03－5388－3379

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
都庁第二本庁舎 11 階南側